

労働安全衛生
学習会

日時：2月7日(木)18時半～
場所：千葉市民会館4階第1会議室



ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第326号

2019年

1月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 326 号 URL 版 2019 年 1 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

仲間と団結して賃下げを 撤回

不当労働行為事件！勝利和解

J M I T U 東 部 重 工 業 支 部

J M I T U 東 部 重 工 業 支 部 は、ワ ン マ ン 経 営 を す る 経 営 陣 に 対 し、権 利 獲 得 の た め に 団 体 交 渉 を 繰 り 返 し 申 し 入 れ ま し た が、拒 否 し た た め、労 働 委 員 会 に 救 済 の 申 し 立 て を お こ な い ま し た。2 0 1 8 年 12 月 14 日 に 勝 利 和 解 が 成 立 し ま し た。勝 利 和 解 に あ た り、支 部 執 行 委 員 長 の 二 瓶 崇 さ ん に イ ン タ ビ ュー し ま し た。



団結は最大の力。組合の仲間の力で要求を実現させます！

組合結成の経緯

東部重工業支部は、2017年2月に組合を結成しました。きっかけは会社の経営権の争いの中で会社側が労働者の給料を月額最大3万円下げるなどの、通達を出したことです。仲間の仕事と生活を守り、賃下げ撤回などを求めて企業内組合として立ち上げました。

争議のきっかけは

JMITUに加盟した翌日、会社側へ要求書を持って通告に行きました。会社の役員は団体交渉を拒否し、その後も何回か団体交渉を申し入れましたが、その都度拒否されました。組合を認めないという姿勢を会社が貫いたので、やむなく労働委員会に救済の申し立てをしました。

労働委員会で係争中も、会社前でのピラをまきや社前集会などを行うなど、争議の早期解決を求めてきました。

長期に渡る会社との争議に、脱退者が出ることも危惧しましたが、権利確立のために奮闘を続けました。また会社は、組合結成時から使用していた組合掲示板の使用を認めないと言わんばかりに、無断で掲示物を持ち去ってしまいました。貼っては剥がされの繰り返しでした。中央労働委員会の和解協議を通じて会社側と交渉を重ねるなかで、和解成立前に、36協定・賃金控除協定の組合との結びなおしと年末一時金についての協議の場を勝ち取りました。

団体交渉権を獲得

そして、2018年の12月14日に和解が成立しました。一番の成果は、組合を認めさせて会社との団体交渉権を獲得できたことです。会社側の経営陣を擁護する為の組織であり、労働組合としての主体性はないなどの主張を、全て千葉県労働委員会が退けたことが何よりの前進面です。会社との話し合いの中で年末一時金が2・2ヶ月分出ることになりました。2ヶ月からの上積みを求めて交渉し、2・2ヶ月分で妥結しました。そして、まだ2018年8月15日分までですが、未払い残業代の一部の支給も勝ち取りました。

たたかいの教訓

今回のたたかいで得た教訓は『経営者と対決するうえで意思表示をハッキリと示すこと』です。会社側が出した回答が組合員にとって納得がいかないときに、どうたたかうかが大事です。JMITUに入る時に言われたことは、「一発逆転で単発で大きい事をする事は出来ない。ストにしろ、ピラにしろ、社前で集会するにしろ、全部が意思表示になるので意思表示が最大の武器になる。それを絶えず続けることが大切だ」と教えられたことが脳裏に甦ります。まさに今回の交渉、そして今後仲間の要求を実現させる為に、組合員に意思表示をする事の重要性を感じます。

不当労働行為に対する企業責任

不当労働行為をすることは、組合員の権利を奪っているわけです。組合の権利を奪うのは、従業員の権利を奪うのと同じことです。そういうことをしている会社が、本当に良くなるとは思えません。会社は組合が発足してもしばらく変わらなかったのですが、それが許される会社ではいけないし、そういう社会でもいけない。もし組合を結成していなかったら、会社の言いなりで、すべてのことが進められてしまっていたのではないかと組合事務所の設置など、引き続き組合としての協議事項もふまえ、仲間とともに組合の存在を会社に認めさせるたたかいを、これからも進めていきます。

19 春闘で大幅賃上げ

これまでは経営者の独断で労働者の給料を決められていたため、同じ年齢や勤続年数の人でも自然な給料格差があったように思います。この会社で働いていくためにも、そういった不平等をなくし、しっかりとした給与規定を作成させたいと思います。

そして春闘でベースアップを狙います。スト権の確立はこれからの提起になりますが、ストライキがどういうものかを組合員みんなが理解するところから始めます。どれだけ組合員が多くても、何もしなければ、勝ち取れるものも勝ち取れません。組合員から、生活を良くしてほしいとの声があるので、力を入れて頑張りたいと思います。

19 春闘の幕開けは組合総結集で 本原康雄議長新年挨拶

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。

2019年春闘がスタートしました。19春闘では賃金・労働条件をシッカリと引き上げ、「8時間働けば人間らしく暮らせる社会」を実現することが最大の課題です。

第2次安倍政権の下で労働者の実質賃金は低迷したままであり、大幅賃上げの要求は切実です。すべての組合が統一闘争に結集し、相互支援も重視したいと思います。そして、全国一律1500円の最低賃金の早期実現、公契約条例の拡大、公務員賃金の大幅引き上げにも全力をあげる必要があります。同時に、昨年強行された「アベ働かせ方改悪」による長時間労働容認の制度を職場に入れさせないたたかさも重要です。

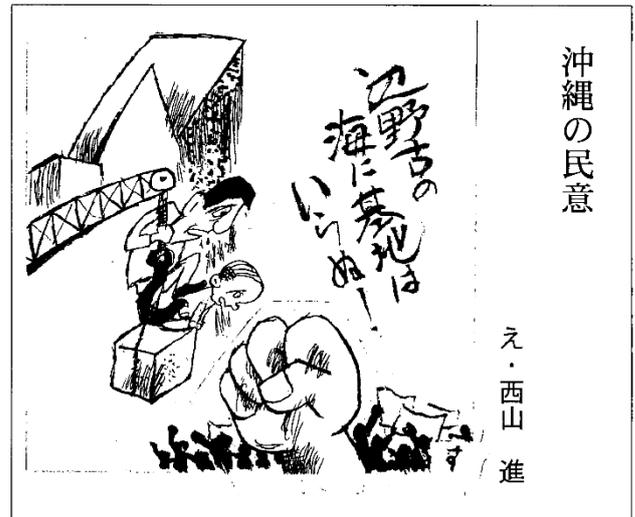
春闘では第2に、要求実現と仲間づくりを相乗的に発展させ、たたかいを通じて仲間を増やし、仲間を増やした力で要求を前進させることを重視します。

そして春闘では第3に、ウソと隠ぺい、強権政治を続ける安倍政権を退陣に追い込むたたかいが決定的に重要です。春のいっせい地方選挙、夏の参議院選挙を通じて安倍政権に審判を下しましょう。この間の市民と野党の共闘の広がりには確信を持って、さらに共闘を広げる運動を推進することが必要です。

波濤

消費税は、いったん税率を上げたら、たとえ一時的な例外優遇策を認めても、

例外優遇策はそのうち必ず終わる▼その一方で上がった税率は絶対に下らない。全体としてみれば税収入は確実に増えるのだ。これが国のねらい。「増税しても還元するなら何のための増税か」という批判は、一見もっともな批判に聞こえるがあまり。消費税は増税させてはいけぬのだ▼今回の10%引き上げは絶対に許してはいけぬ。「消費税10%引き上げなどともんでもない。やれるものならやってみろ」と国民の怒りを背にして、野党共闘で地方選、参院選の大躍進で安倍政権の打倒を。



【2面】

第 69 回評議委員会と新春旗開き 大幅賃上げで労働条件改善を

千葉労連は、第 69 回評議委員会を 1 月 5 日、自治体福祉センターで開きました。2019年春闘では労働者の団結の力で、大幅賃上げをはじめとする春闘方針を全会一致で可決しました。参加者は、評議員、常任幹事、オブザーバーを含め 42 人でした。

評議員会の議長には、自治労連実川評議員を選出しました。千葉労連本原康雄議長のあいさつでは、「大幅賃金の引き上げで、1日8時間働いて暮らしていける社会の実現、労働条件の改善、組織拡大、安倍政権の暴走をストップさせる、特に安倍9条改憲、消費税引き上げ、沖縄辺野古基地建設を許さない運動」を強調しました。議案提案は、矢澤純事務局長が「千葉県2019年国民春闘方針案」、赤羽伸一事務局次長が「2018年度中間決算報告」、喜多正博会計監査が、「2018年度中間会計監査報告」



あいさつする本原議長

をおこないました。

11 人の評議員から、春闘方針を補強する積極的な発言を受け、矢澤事務局長が、「いずれの発言も方針議案を、より豊に補強するものであり、反対の発言はなかった。公務の定員削減は、国民サービスの低下、公共サービスの低下につながり、増員が必要。労働者は団結してたたかい、この春闘で大幅賃上げを勝ち取り、10 月の消費税引き上げを阻止します。春闘方針を各単産で具体化し、地域にわかりやすい宣伝をし、地域ともに運動を進めます。誰もが 1 日 8 時間働けば暮らしていける社会を基本認識にして運動しましょう。組合員の諸要求実現に向けて総決起しましょう」と総括答弁をおこないま

した。

採決では、千葉県 2019 年春闘方針と中間決算報告・会計監査を全会一致で承認・可決しました。

評議員会終了後の千葉労連新春旗開きは、菜の花プラザにて全労連をはじめとする各界からの来賓も含め 92 人の参加で開催し、2019 年春闘でのお互いの奮闘を確認し合いました。

貧困は他人事ではない

労働・生活・健康何でも相談会 in 東葛

12 月 25 日、ちば派遣村 in 東葛実行委員会が、柏駅東口テントで開催した「労働・生活・健康なんでも相談会」には、柏・松戸・野田・鎌ヶ谷・流山・我孫子の団体・地域から 117 人のボランティアが参加。事前の電話相談も含め、のべ 68 件の相談が寄せられました。

派遣村開催にあたって事前宣伝をおこない、そのチラシで来た人、各市の広報紙への案内掲載を見てきた人、赤旗折り込みを見て来た人たちが、テントに、10 時から 14 時まで切れ間なく相談者が訪れました。年齢層は 10 代から 80 代まで、東葛地域に限らず県外から来た人もいました。



大勢の相談者が訪問

相談内容は生活相談が半数を占めます。参加した看護学生は「貧困は他人事ではない。病院が援助の懸け橋になっている。病院は病気を治すだけではない。健康な地域づくり、町づくりをしなくてはならない」と感想を述べました。

パレット柏で相談にあたった新山晴美柏社保協会長は「様々な種類の相談が多く、医師、看護師、弁護士、労働相談員など、多職種チームで対応する東葛派遣村のような相談会は貴重だ」と話しました。

～派遣村とは～

2008 年のリーマンショックにより、急激な生産調整で失業した派遣労働者や有期労働者を支援するため、2008 年 12 月 31 日～2009 年 1 月 5 日に、東京・日比谷公園に「年越し派遣村」が開村しました。労働組合や支援団体が企画し、食事や寝泊まりする場所を提供し生活相談もおこないました。5 日朝までの入村者は約 500 人。2 日には厚生労働省が省内の講堂を緊急開放した。生活保護の相談などにも応じました。この取り組みは全国に広がり、東葛地域では約 10 年間継続されています。

労働相談一ヶ月 ～新 36 協定の結び方～

Q 36 協定の結び方が変わり、新提案があると思いますが、どこに注意すればいいのでしょうか。

A 「36 協定」というのは、労働基準法 36 条の時間外労使協定のことで、事業主が労働者に時間外労働を命じる時には、この協定に従って行わなければなりません。結ぶにあたっては、過半数を組織する労働組合又は労働者の代表が合意し監督署に届け出て有効となります。働き方改革法案の中で時間外労働の上限に制限と罰則が設けられたところから、4 月 1 日以降に有効となる協定を結ぶときは、上限規制に基づいたものにする必要があります。

協定には、①原則、月 45 時間、年 360 時間、②臨時的な事情がある場合、イ、単月 100 時間未満、(休日労働を含む)。ロ、2～6 か月平均で月 80 時間以下 (休日労働を含む)。ハ、年 720 時間。二、月 45 時間を超える月は、年に 6 ヶ月まで。

36 協定と特別条項の新様式に記載し届け出ます。1 人でも労働者を雇用し、時間外労働を命じる場合は、36 協定の届け出が必要です。

対象になる企業は、従業員 300 人以上の大企業が 2019 年 4 月 1 日から、中小企業は 2020 年 4 月 1 日からです。なお、自動車運転業務、建設事業、医師などには猶予期間があり、2024 年 4 月からです。研究開発業務については医師の面接指導などを義務付けたうえで適用除外になっています。

月 60 時間を超えて時間外労働が行われた場合の割増賃金率は 50% になります。

今後、36 協定の見直し交渉、46 時間から 59 時間までの割増率の交渉など労働組合の要求実現のカードとして大いに活用しましょう。 【中林】